

会計年度任用職員（家庭児童相談員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（家庭児童相談員）
採用予定人数	6人程度（市内各区保健福祉部（保健センター））
職務内容	家庭における子どもの養育や福祉に関する相談に応じる業務
応募資格	<p>次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者</p> <p>2 医師</p> <p>3 社会福祉士又は社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>4 精神保健福祉士又は精神保健福祉士となる資格を有する者</p> <p>5 公認心理師</p> <p>6 保健師</p> <p>7 助産師</p> <p>8 保育士</p> <p>9 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p>10 そのほか、「こども家庭センターガイドライン」（令和 6 年 3 月 30 日付こ成母第 142 号こ支虐第 147 号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）に定める子ども家庭支援員又は虐待対応専門員に必要な資格等を有すると認められる者</p> <p>地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	家庭における子どもの養育や福祉について関心、理解があり、保護者や子どもの立場に立って問題解決のために熱意をもって相談対応にあたる意欲のある方。 職務遂行上、word,Excel の基本的な操作ができることが望ましい。
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※勤務成績が良好な場合、翌々年度まで再度任用の可能性あり
勤務場所	札幌市内の区保健福祉部（保健センター） 中央区、北区、東区、豊平区、清田区、手稲区 ※勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	任用された区の保健福祉部
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務日：1 週間当たり 5 日（月曜日～金曜日） ・休日：日曜・土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ・勤務時間：1 週間当たり 30 時間とし、次のいずれかから定める。 <ul style="list-style-type: none"> ① 8 時 45 分から 15 時 30 分まで（休憩 45 分） ② 9 時 45 分から 16 時 30 分まで（休憩 45 分） ③ 10 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 45 分） <p>※時間外勤務を命ずる場合あり</p>
給与	月額 200,129 円（地域手当を含む） ※上記の金額は令和 7 年 4 月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当等有(支給要件有)
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則 10 日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）

社会保険	札幌市職員共済組合、厚生年金保険（70歳未満）、雇用保険適用（加入要件有）
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入（加入要件有）
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<p>・応募受付期間：令和7年12月23日～令和8年1月23日</p> <p>・面接日程：令和8年1月下旬～2月上旬（予定）</p> <p>・合否決定時期：令和8年2月中旬（予定）</p> <p>・応募方法：上記の受付期間中に写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送（土曜日及び日曜日を除く午前8時45分から午後5時15分までの間に持参。郵送の場合は、受付期間の最終日必着とします。）</p> <p>※履歴書には、任用を希望する区（1区を目安）を明記してください。特に希望する区がない場合は、「特に希望する区はない」と記載してください。希望する区以外、（希望する区はないと記載した場合）複数の区から面接のご連絡がある可能性がございますので、御承知おきください。</p> <p>※履歴書には、職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）を漏れなく記載してください。</p> <p>※書類選考後、面接を行う方にのみ面接を行う区から電話で連絡いたします。（面接は任用を希望する区が行うので複数の区で行われる場合があります。）</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>※合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先】 〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目 札幌市児童相談所地域連携課地域連携担当 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員（家庭児童相談員）履歴書在中」と朱書き ※提出された履歴書は、任用を希望する区に送付し、書類選考及び面接の連絡は各区からいたします（特に希望する区がない場合は、札幌市で写しをとり全区に送付します。）。</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。